

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定しましたので、その旨通知します。

については、法第22条第1項の規定に基づき、当該特定空家等の不適切な状態を改善するよう助言（指導）しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 特定空家等の不適切 な状態の内容		
3 助言（指導）に 係る措置の内容		
4 助言（指導）の 責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 1 上記2に記載する特定空家等の状態を改善した場合は、遅滞なく、上記4に示す者まで報告してください。
- 2 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。勧告を受けた場合、上記1に係る敷地は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空家等	所在地	羽幌町
	所有者等の 住所及び氏名	

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり同法第9条第2項の規定により当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の住所及び氏名	
2 報告を求める事項		
3 報告の期限	年 月 日	
4 担当課及び連絡先		

備考

- 上記3の期限までに上記4の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により20万円以下の過料に処されることとなります。
- 当該空家等が法第2条第2項の特定空家等に認定された場合又は既に当該空家等が特定空家等に認定されている場合は、法第22条第1項から第3項までの規定により、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

※教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽幌町に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、羽幌町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項（羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和7年羽幌町条例第 号。以下「条例」という。）第9条第1項）の規定に基づき、あなたが所有又は管理する下記の空家等について、立入調査を実施しますので、同条第3項（同条第3項）の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等	所在地	羽幌町
	所有者等の住所及び氏名	
2 立入調査の日時		
3 立入調査の趣旨及び内容		
4 担当課及び連絡先		

備考 法第9条第2項の規定によるこの通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定により20万円以下の過料に処されることとなります。

別記様式第5号（第4条関係）

		第	号
		立入調査員証	
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項及び羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和7年羽幌町条例第 号）第9条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
年 月 日発行			
		羽幌町長	印

備考

- 1 この証票の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この証票の裏面には、関係条文を記載すること。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当するものとして認定しました。

については、当該空家等の管理不全な状態を改善するよう指導しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる 管理不全空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 空家等の管理不全な 状態の内容		
3 指導に係る 措置の内容		
4 指導の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- 正当な理由なく管理不全な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。勧告を受けた場合、上記1に係る敷地は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当するものとして認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空家等	所在地	羽幌町
	所有者等の 住所及び氏名	

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

管理不全空家等勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当するものとして認定しているため、必要な措置を講ずるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、法第13条第2項の規定により、下記の期日までに必要な措置をとるよう、その旨勧告します。

記

1 対象となる 管理不全空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 勧告に係る 措置の内容		
3 勧告に至った事由		
4 勧告の責任者		

備考

- 1 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- 2 この勧告により、上記1に係る敷地は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

特定空家等勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定しているため、必要な措置を講ずるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、法第22条第2項の規定により、下記の期日までに必要な措置をとるよう、その旨勧告します。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 勧告に係る 措置の内容		
3 勧告に 至った事由		
4 勧告の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 1 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- 2 この勧告により、上記1に係る敷地は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

命令書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定し、年 月 日付け羽 号により同法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した期限までに意見書の提出等がありませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 措置の内容		
3 命ずるに 至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

備考

- 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により50万円以下の過料に処されることとなります。
- 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

※教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽幌町に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、羽幌町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

命令に係る事前通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定し、年 月 日付け羽 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提示することができるとともに、同条第5項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に、羽幌町長に対し、意見書の提出に代えて公開により意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の住所及び氏名	
2 命じようとする措置の内容		
3 命ぜらるに至った事由		
4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先		
5 意見書の提出期限	年 月 日	

備考 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

命令に係る事前通知に対する意見聴取の期日等の通知書

年 月 日付け羽 号の命令に係る事前通知書に対し、あなたから 年 月 日付けで命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見聴取を行うので、その旨通知します。

なお、法第22条第7項の規定により、公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 命じようとする 措置の内容		
3 命ずるに 至った事由		
4 意見聴取の 期日及び場所		

備考 期日の延期を申し出るときは、延期する事由を付けて申し出ること。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

戒告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当するものとして認定しているため、必要な措置を講ずるよう、年 月 日付け羽 号にて命令しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記の期日までに必要な措置が講じられない場合には、法第22条第9項の規定により、下記のとおり当該措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。

また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、町はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	羽幌町	
	用途等		
	構造		
	規模	建築面積	m ²
		延べ床面積	m ²
	所有者等の住所及び氏名		
2 命令に係る措置の内容			
3 命令の責任者			
4 命令の期限	年 月 日		

備考 上記2に関して措置を実施した場合は、遅滞なく上記3に示す者まで報告すること。

※教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽幌町に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、羽幌町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

代執行令書

年 月 日付け羽 号により、あなたが所有又は管理する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに当該措置を履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、町はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m ² 延べ床面積 m ²
	所有者等の 住所及び氏名	
2 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで	
3 代執行の内容		
4 執行責任者		
5 代執行に要する経 費の概算見積額	円	

※教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽幌町に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、羽幌町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

執行責任者証		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	(写真)
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づく、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。		
記		
1 代執行をなすべき事項	代執行令書（ 年 月 日付け羽 号）記載の羽幌町 の建築物への代執行に係る措置	
2 代執行をなすべき時期	年 月 日から 年 月 日までの間	
	年 月 日発行	
	羽幌町長	印

備考

- 1 この証票の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この証票の裏面には、関係条文を記載すること。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

標識

下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定により措置をとることを命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令日		
5 命令の責任者		
6 措置の期限	年 月 日	

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、適切な管理が行われていないことにより、町民の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、その危害の拡大を防ぎ、又は予防するために緊急に措置を行う必要があったため、羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和7年羽幌町条例第 号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を行いましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、措置に要する全ての費用は、条例第7条第3項の規定に基づき、あなたに請求します。

記

1 措置を講じた空家等	所在地	羽幌町
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m^2 延べ床面積 m^2
	所有者等の住所及び氏名	
2 措置の執行日	年 月 日から 年 月 日まで	
3 措置の内容		
4 執行責任者		
5 措置に要した費用	円	